

# 見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年10月5日

全国健康保険協会石川支部

支 部 長 横 本 篤

## 1. 調達内容

### (1) 調達役務及び人数

令和3年度被扶養者資格再確認業務にかかる労働者派遣 1名

### (2) 派遣職種及び業務内容等

一般事務

詳細は仕様書による

### (3) 派遣期間

令和3年12月1日から令和4年1月31までの間

### (4) 就業場所

石川県金沢市南町4番55号 WAKITA金沢ビル9階

全国健康保険協会石川支部

### (5) 見積方法

見積競争は単価にて行う。

提出期限内に有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

契約の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等額を含まない金額を見積書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 平成31・32・33（令和1・2・3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 「一般労働者派遣事業の許可」を受けている業者（本店、支店又は営業単位）あるいは「特定労働者派遣事業の届出」を行っている業者であること。
- (9) プライバシーマーク取得事業者であり、かつ1回以上更新している事業者であること。

### 3. 見積書等の提出場所等

#### (1) 見積書等の提出場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA金沢ビル9階

全国健康保険協会石川支部 企画総務グループ（担当） 山田 電話 076-264-7201

#### (2) 見積書等の提出期限等

期 限 令和3年10月26日（火）11時00分

郵送する場合も、上記日時までに必着とする（配達状況が追跡できる郵便に限る）

※「見積書」及び「資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）の写し」、「一般労働者派遣事業の許可等の写し」、「プライバシーマーク登録証の写し」をご提出ください。

### 4. 留意事項

本件業務の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は業務の内容を変更する必要が生じたときは、全国健康保険協会石川支部と受託者が協議すること。

### 5. その他

- (1) 見積書は見積年月日・事業所名・代表者名・見積金額を記載し代表者印を押印した任意様式にて作成すること。
- (2) 見積書を郵送で提出する場合は、封筒に調達件名・事業所名・代表者名を記載し、3. (2)により送付すること。
- (3) 提出した見積書の差し替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 無効見積書に関する事項。
  - ①件名、見積年月日、業者名等、必要事項の記載のない見積書
  - ②代表者印の無い見積書
  - ③金額を訂正した見積書
- (5) 見積結果については決定業者のみに連絡する。

【参考】

## 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質・数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用者とした者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。